

教職課程実習細則

運営委員会

平成25年5月22日制定

(趣旨)

第1条 愛知東邦大学教職課程履修規程第9条に基づき、幼稚園一種、小学校一種、中学校一種ならびに高等学校一種の実習に関し必要な事項については、本細則の定めるところによる。なお、例外事項については教職課程委員会にて審議決定する。

(介護等体験)

第2条 中学校一種の教職課程において「介護等体験（3年次）」を行うにあたっては、前年度までに「教職概論（中・高）」「教育学概論」「教育心理学（教育・学校心理学）」「社会福祉概論」「特別支援教育論（中・高）」の単位を修得していることを必要とする。

2 小学校一種の教職課程において「介護等体験（2年次）」を行うにあたっては、前年度までに「教職概論（幼・小）」「教育原理」「教育心理学（幼・小）」「発達心理学（幼・小）」「社会福祉概論」「社会的養護」の単位を修得していることを必要とする。

(教育実習)

第3条 中学校一種ならびに高等学校一種の教職課程において、「教育実習（4年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数の内、3年終了時までには100単位以上の単位を修得していること
 - (2) 本学で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち、3年次配当までの必修及び選択必修科目の単位を修得していること
 - (3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること
- 2 小学校一種の教職課程において、「教育実習（4年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。
- (1) 卒業に必要な単位数のうち、3年終了時までには100単位以上の単位を修得していること
 - (2) 本学で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち、3年次配当までの必修及び選択必修科目の単位を修得していること
 - (3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること（原則としてGPA値2.0以上を目安とする）
- 3 幼稚園一種の教職課程において、「教育実習（3年次）」を履修するにあたっては、原則

として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数のうち、2年終了時までには64単位以上の単位を修得していること
- (2) 本学で定める「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち、3年次配当までの必修及び選択必修科目の単位を修得していること
- (3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年度入学生より適用する。
- 3 この規程は、改正（第3条）により平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程の施行により平成27年4月1日制定の「教育実習及び介護等体験に関する細則」を廃止する。
- 5 平成30年度以前の入学生については、改正後の第2条、第3条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 6 この規程は改正（第2条、第3条）により、平成31年4月1日より適用する。